

## 第14 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保

### 1 基本的な考え方

特定病原体等<sup>※9</sup>の適正な取り扱いについては、国内における病原体等の試験研究、検査等の状況、国際的な病原体等の安全管理の状況その他の特定病原体等の適正な取扱いに関する国内外の動向を踏まえつつ行う必要があります。

### 2 特定病原体等の適正な取扱いのための施策

- (1) 本市は、国および道と連携し、特定病原体等を所持する衛生研究所等に対して、特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を提供します。
- (2) 衛生試験所は、特定病原体の所持について、法の規定を遵守し、その管理の徹底を図ります。また、事故および災害等が発生した場合は、国および道等と十分な連携を図り、特定病原体等による感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止します。

---

※9 生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するため、病原体等の管理体制を確立するため、法に「特定病原体等」に関する項目が制定された。法においては「特定病原体等」は病原性の程度のほか、国民の生命および健康に与える影響の強さにより一種病原体等から四種病原体等に分類し、所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制が講じられている。なお、「病原体等」とは感染症の病原体及び毒素と定義されている。